

八女市立地適正化計画

概 要 版



令和 4 年（2022） 3 月
八 女 市

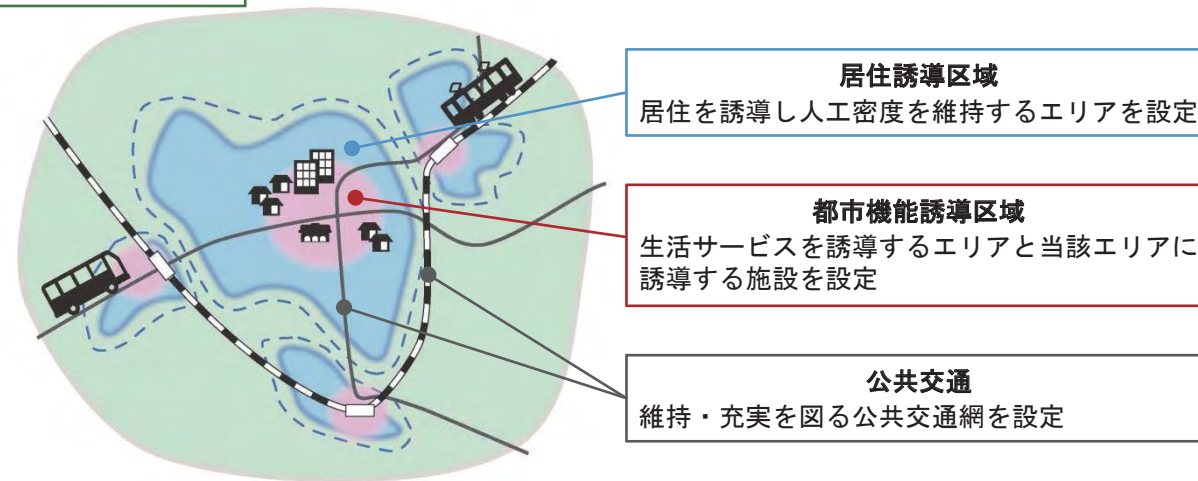
1. 立地適正化計画について

(1) 立地適正化計画の概要

- 立地適正化計画とは、都市全体の観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関して定める包括的なマスタープランです。
- 人口減少や高齢化が進むなか、都市計画区域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に居住や都市機能を誘導することで、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものです。

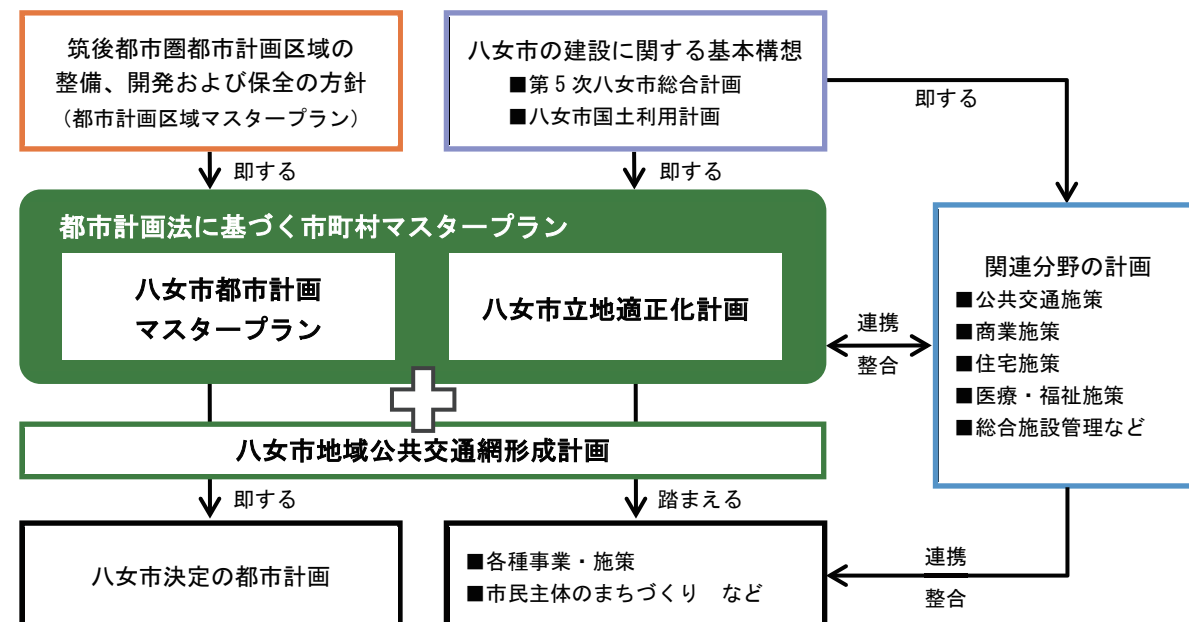
<立地適正化計画で目指す都市のイメージ>

立地適正化計画区域
＝ 都市計画区域



- 本計画は、市の最上位計画である「第5次八女市総合計画」や「都市計画マスタープラン」に即した上で、公共交通などの関連計画と相互に連携を図りながら市町村が定めるものです。

<立地適正化計画の位置づけ>



(2) SDGs との関係

- SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年(2030年)までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。
- 本計画は、「第5次八女市総合計画」を踏まえ、特に「1. 貧困をなくそう」「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11. 住み続けられるまちづくりを」の観点からSDGsへの貢献を図るものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 計画対象区域

- 本計画の対象区域は、都市計画区域に定めます。

(4) 計画の目標年次

- 本計画の目標年次については、都市計画運用指針(国土交通省 第11版)において概ね20年後の都市の姿を展望し、併せてその先の将来も考慮することが必要とされており、次のように定めます。

目標年次：令和23年（2041年）

1. 八女市の特性

(1) 位置・地勢

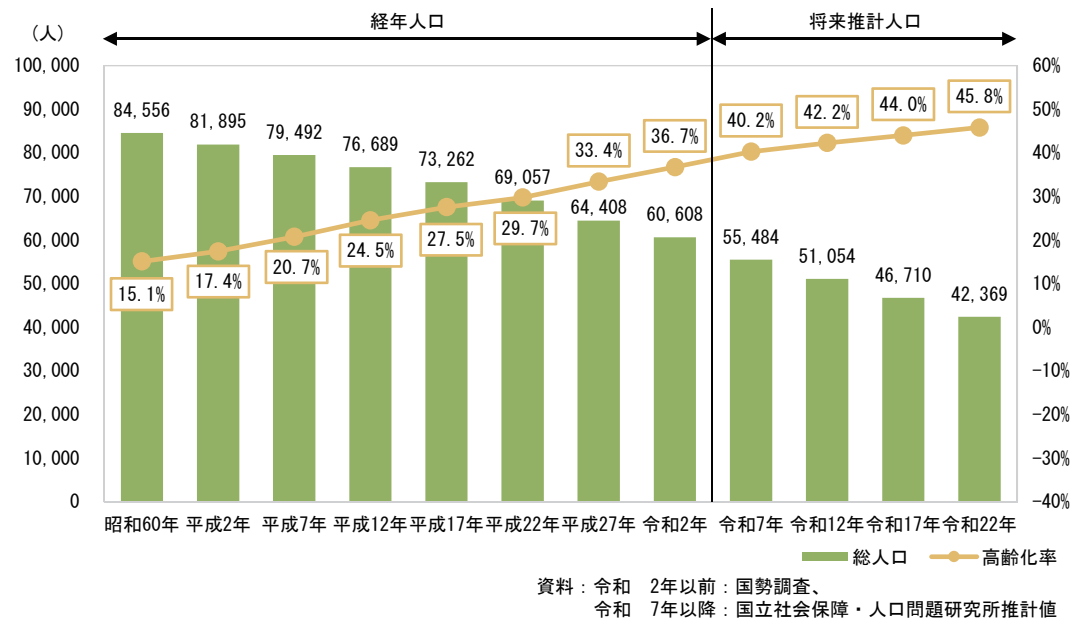
- 八女市の面積は、39.34 km²から平成 22 年の合併後 482.44 km²となり、総面積県内 2 位となりました。
- 平成 18 年に上陽地域、平成 22 年に黒木地域、立花地域、星野地域、矢部地域と合併し、市域形状は平坦地から山間地域まで多岐にわたっています。

(2) 人口

1) 人口の推移

- 人口は昭和 30 年以降減少傾向が続いており、令和 22 年（2040 年）には 4.2 万人まで減少（令和 2 年から約 3 割減少）することが予測されています。
- 令和 2 年の高齢化率は八女市全体で 36.7％ですが、令和 22 年度には 45％強まで上昇すると予測されています。

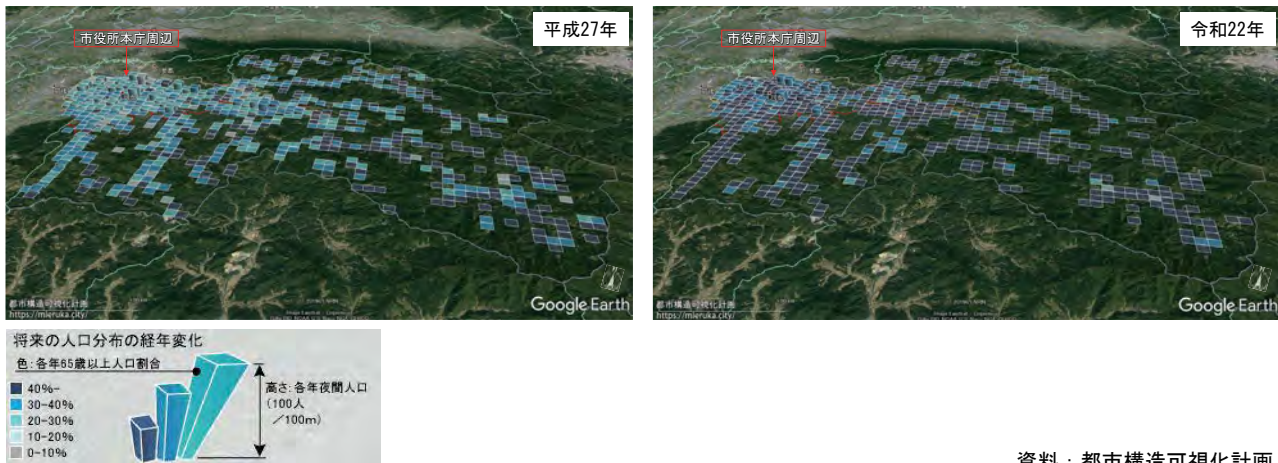
<人口の推移>



2) 将来の人口分布

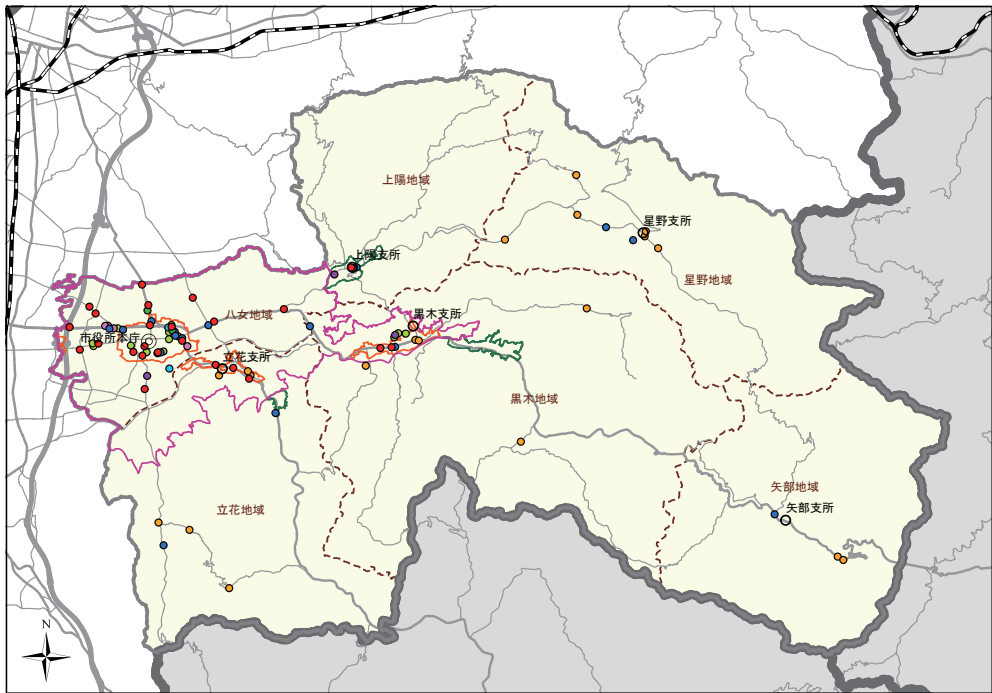
- 将来の人口は、現在と同じく市役所本庁周辺に集積していますが、市全体で人口減少・高齢化が進むことが予測されています。

<夜間人口と高齢者人口割合>



(3) 都市施設の現状（商業施設）

- 商業施設は、八女地域に集中しており、その他、黒木地域の市街地にも立地しています。
- 大型店舗の市内進出や国道 442 号（筑後八女バイパス）開通により市内の小売店等は厳しい経営状況下にあります。
- 中心市街地である福島地域をはじめ、暮らしを支える商業圏域をいかに維持し、活性化させるかが重要です。



(4) 歴史・文化

- 八女市では、八女福島と黒木の 2 地域が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保護されています。
- 八女福島伝統的建造物群保存地区は、平成 14 年に選定され、江戸期以来の町並みの街路構成とともに多くの建築物が残されています。現在の八女福島は、江戸期以降の町並みの景観を色濃くとどめた地域です。
- 黒木伝統的建造物群保存地区は、平成 21 年に選定され、近世後期以降の居蔵造の重厚な町家が残りとともに、矢部川の堰や、町中を流れる水路、矢部川対岸の棚田など水利にまつわる歴史的風致を良く残し、我が国にとって価値が高い地域です。

八女市八女福島(福岡県)

令和12年6月30日
八女市作成

(1)保存地区の概要

地 区 名	八女市八女福島
種 別	重要町
面 積	約19.8ha
選定年月日	平成14年5月23日

〔町並みの形成〕
関ヶ原の戦いにおいて、石田三成陣営の功をあげた田中吉政は、慶長6年(1601)、当地の領主となり福山城を支配として修築を行い、三男・康政を配し、近在の寺社や集落を城下に移して城下町を整備した。城は、三重の塔で囲まれ、内堀内に本丸・二の丸、内堀と中堀の間に土蔵並の商家街、中堀と外堀の北側に武家地が配された。中堀と外堀の南半部には往還道路が整備され、これに沿って町人地が形成された。
元和7年(1621)、一帯一城令により藩政となるが、町人地は周辺地域の山岳地を取り囲む存在として発展を続け、提灯・仏壇等の様々な伝統工芸が生み出された。

〔特 徴〕
保存地区は、江戸時代初期に成立した城下町の町人地のほぼ全域にあり、屋敷地の敷地割りとともに、展示した道路や軒並などが城下町としての町並み構成を反映している。また、藩政は現在でも石橋の公共水路として残り、寺社の社屋なども残っており、歴史的風致を伝えている。
屋敷地の敷地内では、道路に面して主屋、その背後に中蔵、離れ蔵、土蔵が建てられ、江戸時代後期以降には、居蔵造が増えてくると呼ばれる耐火性の高い白壁土蔵造りの町家が建ち並ぶようになり、現在の八女福島地区の景観の原型が形成された。
明治期以降、道路の拡張・新設が行われ、町並みの景観に大きな変化をもたらしたが、江戸期以来の町並みの側面構造とともに現在でも多くの建築物が残されている。

(2)保存地区の歩み

台風に、町並みに大きな被害を受け、一部の町家が解体される
→町並み保存の市民運動が始まる

平成3年度
八女福島町並み保存会発足
町並み環境整備事業による町並み整備開始

平成7年度
八女福島町並み保存会発足
伝統的建造物群保存地区保存対策調査

平成13年度
八女市文化の景観条例制定(旧地区条例)

平成14年度
『重要伝統的建造物群保存地区』選定

平成19年度
全国町並みゼミ八女福島大会開催

平成20年度
都市景観大賞 美しいまちづくり賞優秀賞受賞

平成24年度
全国伝統的建造物群保存地区協議会
総会・研修会開催

平成29年度
九州町並みゼミ・町並みフォーラム福岡開催

八女市黒木(福岡県)

令和12年6月30日
八女市作成

(1)保存地区の概要

地 区 名	八女市黒木
種 別	在郷町
面 積	約18.4ha
選定年月日	平成21年6月30日

〔概要及び特徴〕
黒木町は中世の福山城の城下を起源とする。福山城の南城後、元和9年(1620)に筑後国が久留米藩・柳川藩に分割されると、矢部川がその境界となり、黒木の町は久留米藩の在郷町となった。
黒木は、天正15年(1587)に現在の町域が形成され、以来、慶長初期に城下町として発展。江戸時代を通じて、黒木町が町として定立されたと推定される。その際に中井用水が、矢部川の水路の整備ができた後、江戸時代を通じて定立された。黒木は、居蔵造と呼ばれる、土で壁を塗った耐火性の高い町家が並ぶ町並みを特徴とする。文政4年(1821)に町の一部を焼く火事があり、茅葺きから瓦葺きの居蔵造へと変わる契機になったと考えられる。居蔵造の町家は入母屋造入、檼瓦葺で正面は長方形に窓をつけ、外壁を塗り込み、二階正面は最長窓を数か所穿つ。雨がかりやすい一階外壁の腰懸には、近所で度出する巨大な瓦を貼るものもある。
黒木町黒木伝統的建造物群保存地区は、高度な水利技術で知られる矢部川の中流に近世前期に成立した右衛門を中心とする、渡辺りの一部は近代に拡張されたものの近世後期以降の居蔵造の重厚な町家が残りとともに、矢部川の堰や町中を流れる水路、矢部川対岸の棚田など水利にまつわる歴史的風致を良く残し、我が国にとって価値が高い。

(2)保存地区の歩み

平成15年度
○松木家住宅平屋調査
○田中家屋敷型事業整備方針策定

平成16年度
○黒木町文化の景観条例制定
○黒木町黒木伝統的建造物群保存地区対策調査実施(～17年度)

平成17年度
○黒木地区町並み保存協議会発足

平成18年度
○田松木家住宅保存修繕事業実施

平成19年度
○まちのみ交差点「田松木家住宅」復元に関する関係記念シンポジウム

平成22年度
○まちのみ交差点「田松木家住宅」重層保存修繕工事

資料：文化庁 重要伝統的建造物群保存地区一覧

2. 市民意向

(1) 意向調査の概要

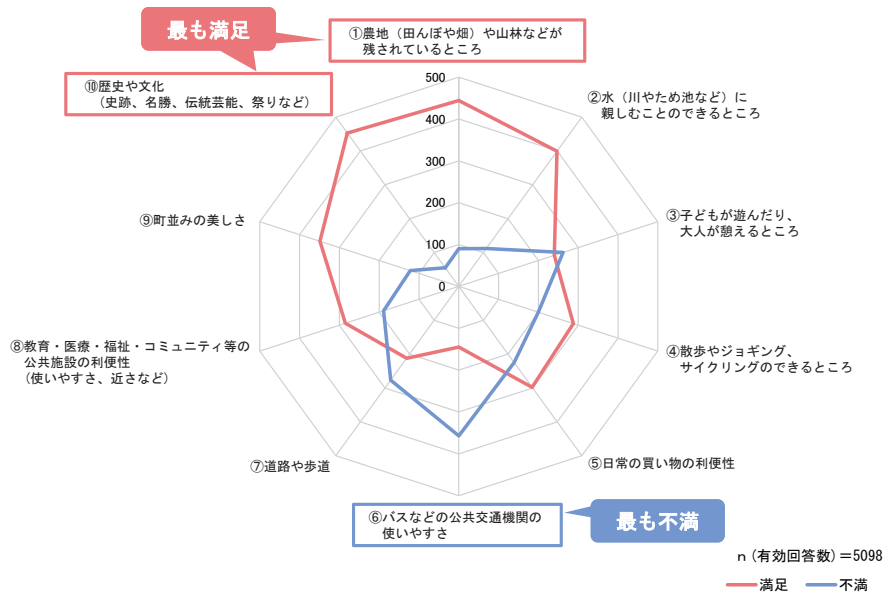
○立地適正化計画を検討するための基礎資料として、「コンパクトなまちづくり」をテーマとした市民意識調査を実施しました。

調査期間	平成30年12月22日（土）～平成31年1月18日（金）
対象者	2,500人（市内居住者を標本抽出）
回収数	719票（有効回答票数：695票）
回収率	28.8%（有効回答率：27.8%）
調査方法	郵送配布、郵送回収

(2) まちづくりに対する市民意向

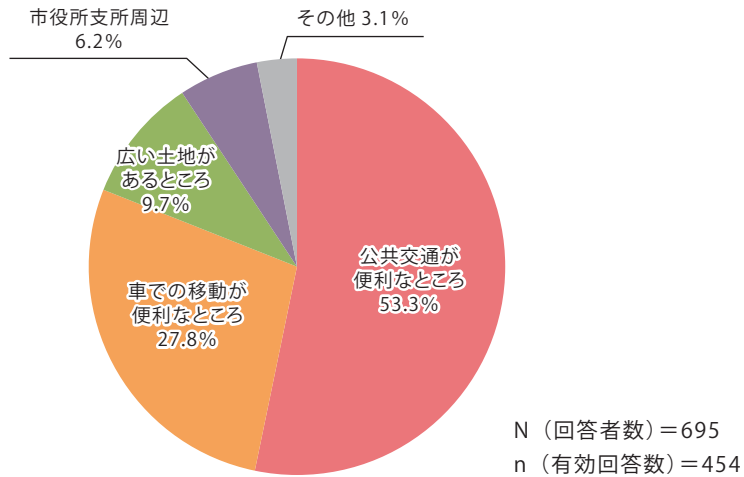
1) 八女市の好きなところ・改善してほしいところ

○八女市の好きなところは、自然環境や歴史文化、町並みの美しさであり、改善してほしいところは、公共交通の使いやすさ、道路や歩道の整備状況、子どもの遊び場や憩いの場の不足等が指摘されています。



2) コンパクトなまちづくりを進めるのに望ましい場所

○回答者のうち、5割以上が「公共交通が便利なおところ」にまちづくりを進めるべきだと考えています。



1. 立地適正化の基本的な考え方

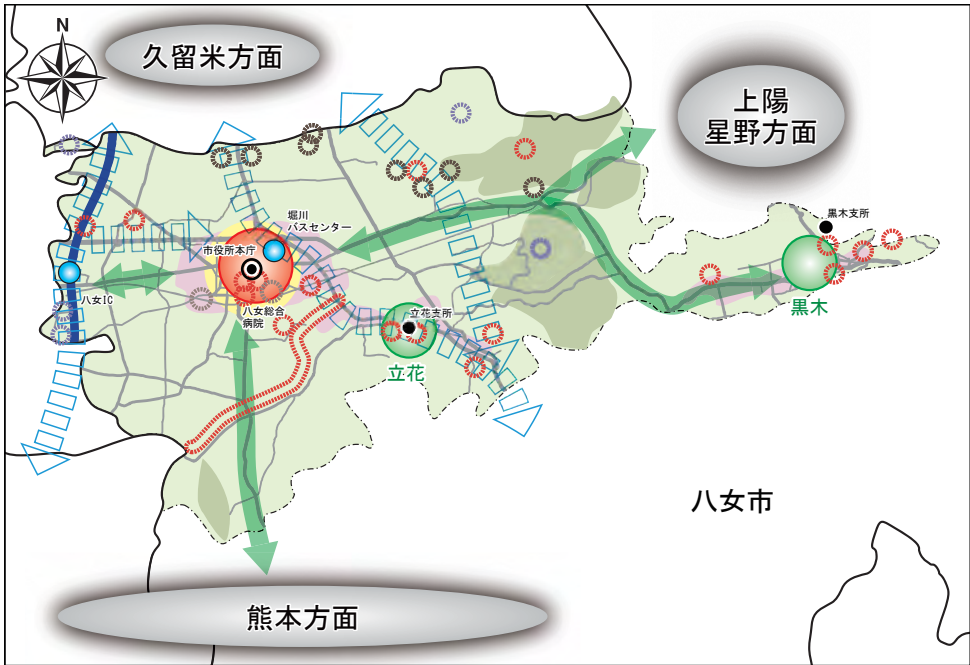
- 将来にわたって人口減少が進む中、広大な市域全体に均等に人々が居住した場合、低密度に市街地が広がってしまい、生活に必要な都市機能が数多く必要となります。
- 公共交通の移動距離が増大することで利用者の減少に拍車がかかり、安定した都市運営が困難になる恐れがあります。
- そのため、生活に必要な都市機能や公共交通の利便性の高い地域を形成し、その周辺へ居住を誘導する区域を定め、その範囲の人口密度を高めるよう、都市機能の誘導や居住を促します。
- 現状で人口密度の低い地域にあっては、今後急激に衰退が進行しないよう、一定の人口配置、都市機能や公共交通等の維持を目指します。

2. 立地適正化計画の目指す将来都市構造

○立地適正化計画の目指す将来都市構造は、上位計画である「第5次八女市総合計画」、「八女市都市計画マスタープラン」、および「八女市地域公共交通網形成計画」が目指す将来像を踏まえ、以下のように定めます。

文化的でゆたかな中心拠点と安心して暮らせる拠点間の交流を公共交通ネットワークで支える連携型のコンパクトな都市構造

<将来都市構造図>

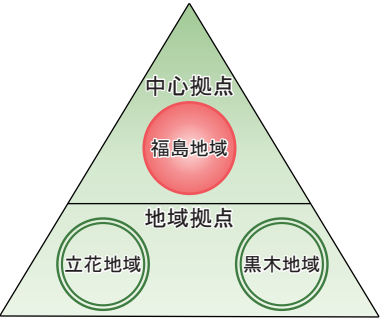


位置づけと方針		名称	位置づけと方針
軸	中心拠点	地域連携軸	中心拠点と地域拠点をつなぐ国道や主要な県道を「地域連携軸」として位置づけ、市内における拠点間の連携強化を図ります。
	地域拠点	まちなかエリア	中心拠点とその周辺のDID地区を「まちなかエリア」として位置づけ、歩いて暮らせるまちへの転換を図り、便利で豊かな都市生活を将来的にも維持するエリアとして、積極的に居住を促進します。
	医療・福祉拠点	市街地エリア	用途地域内の「まちなかエリア」以外を「市街地エリア」として位置づけ、現在の居住者が便利な日常生活を送るために必要な都市施設（道路、下水道、公共交通）を適切に維持・管理します。
	産業拠点	自然共生エリア	用途地域外を「自然共生エリア」として位置づけ、地域や集落の存続のためにも、他の関連施策と連携しながら、現在の居住環境を維持します。
	観光・レクリエーション拠点	自然保全エリア	用途地域外への山間部を「自然保全エリア」として位置づけ、新たな開発行為を抑制し、古くから息づく緑豊かな自然環境を維持します。
エリア	歴史・文化拠点		
	交通結節点		
広域幹線軸			

1. 都市機能誘導区域の設定

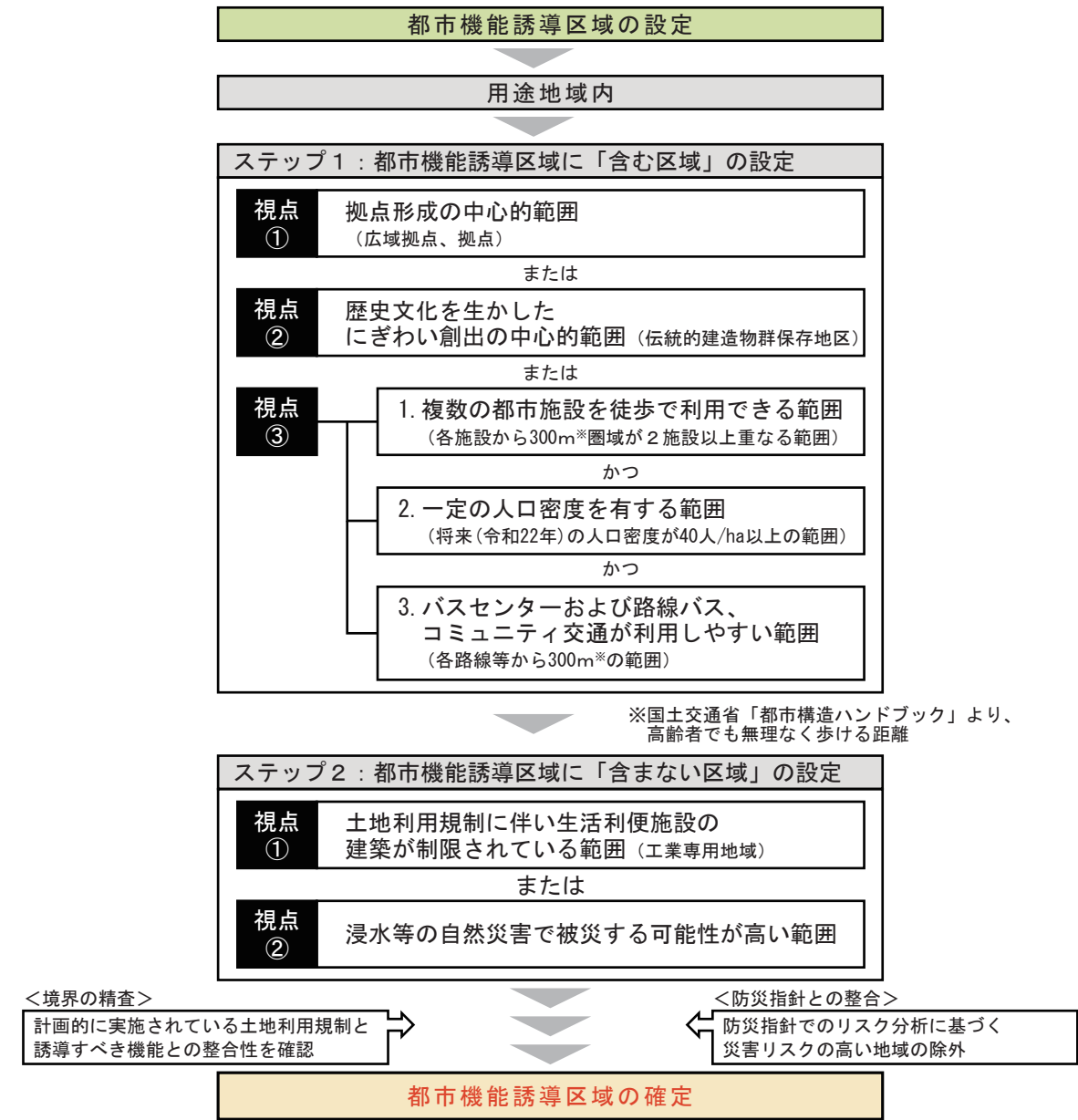
(1) 都市機能誘導区域とは

- 都市機能を中心拠点や地域拠点へ誘導し集約することにより、都市機能サービスの効率的な提供を図る地域のことです。
- 都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域、都市の拠点となるべき区域に定めます。
- 本市においては、将来都市構造で設定した3つの拠点（中心拠点、地域拠点）を中心とした地域に設定します。

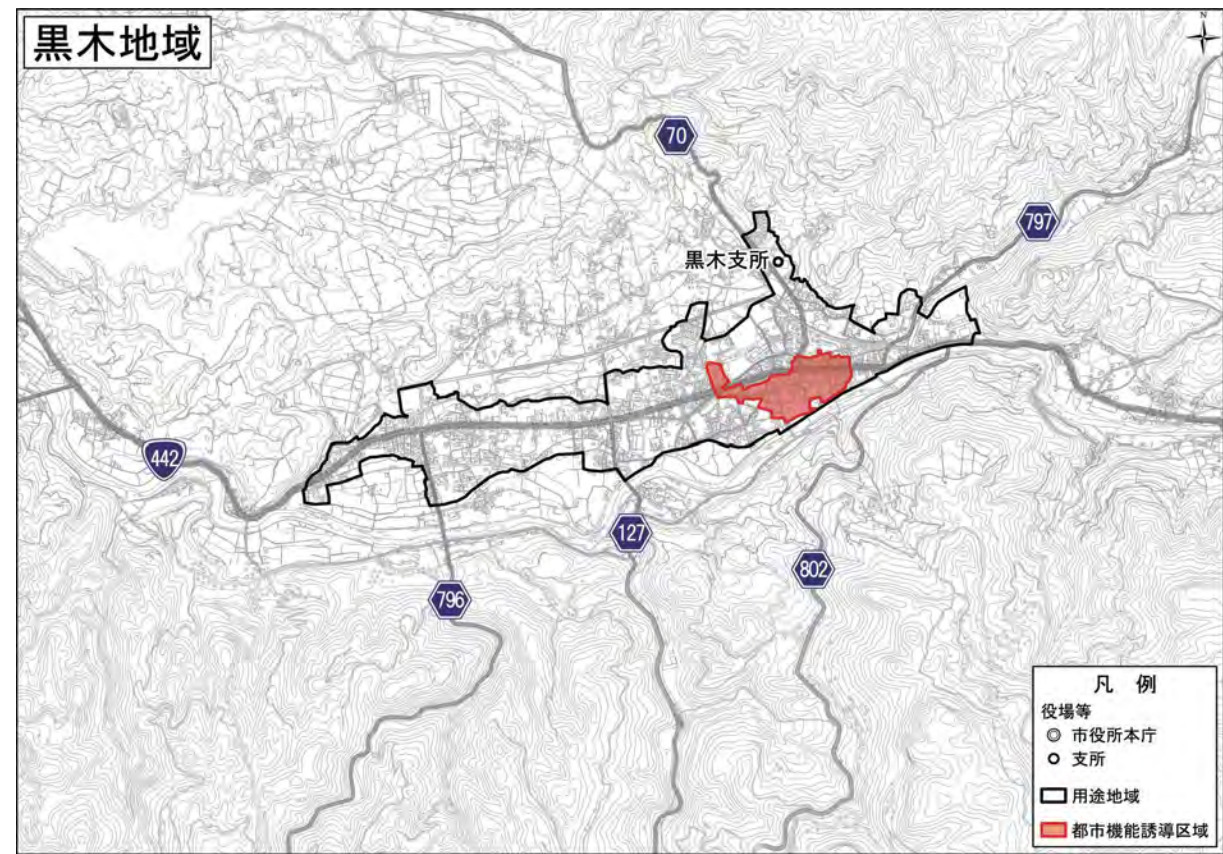
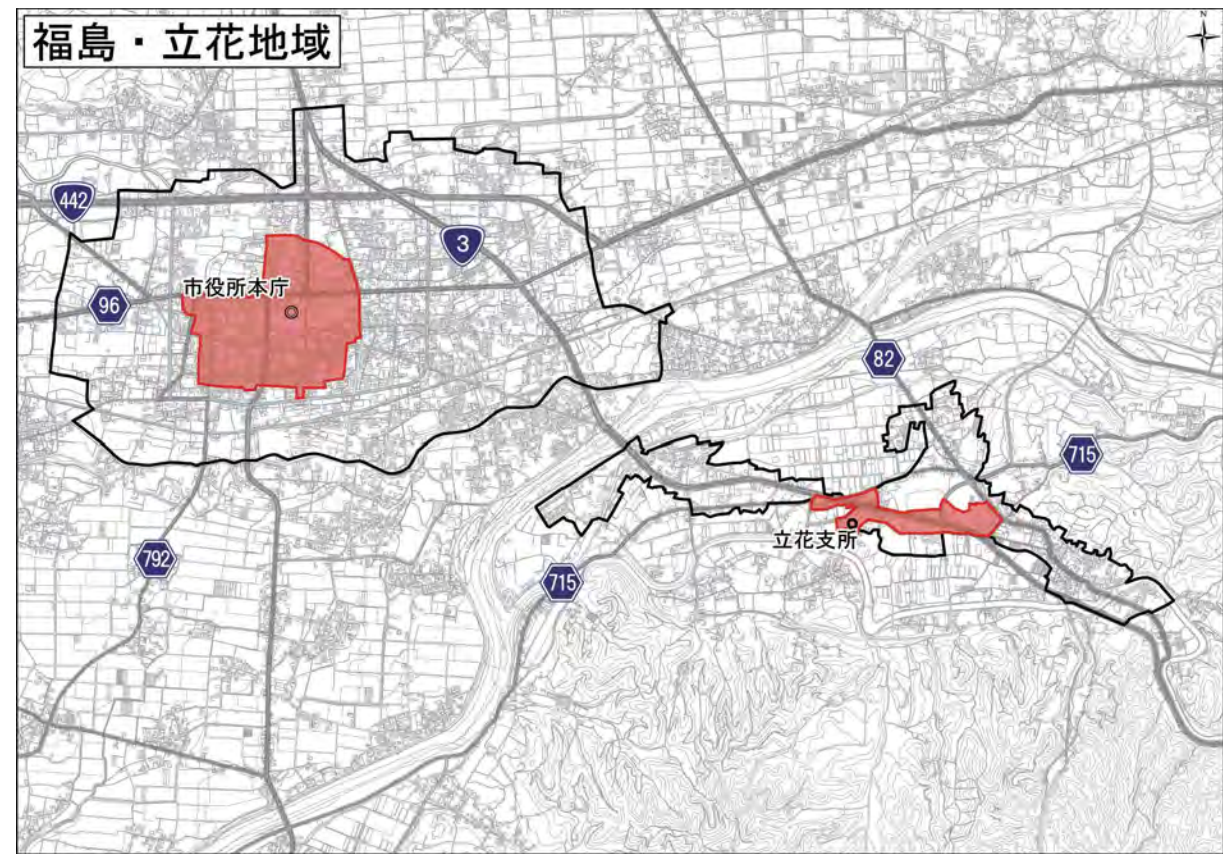


(2) 都市機能誘導区域と設定手順

- 用途区域の内、都市機能誘導区域に「含む区域」と「含まない区域」を設定して、区域を差し引きすることで、都市機能誘導区域を設定します。



<都市機能誘導区域>



2. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設とは

○将来の少子高齢社会において、居住者の生活利便性を確保するために、都市機能誘導区域内に維持・誘導する、日常生活に必要な都市機能サービスを提供する施設です。

(2) 誘導施設の設定

○本市では、既存施設の配置状況や都市誘導区域に必要な都市機能等を勘案して、次のように誘導施設を設定します。

< 誘導施設一覧 >

都市機能	誘導施設	定義	都市機能誘導区域 (●：誘導対象　－：誘導対象外)					
			福島			黒木		立花
			広域拠点	伝建地区	その他	伝建地区	その他	
商業機能	商業施設 (床面積 10,000 m ² 以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」	●	－	－	－	－	－
医療機能	病院 (200床以上)	医療法第1条の5第1項に規定する病院	●	－	－	－	－	－
介護福祉機能	保健福祉センター	八女市保健センター条例第1条に規定する施設						
		八女市黒木地域交流センター条例第1条に規定する施設	●	●※	●	●※	●	●
		八女市立花総合保健福祉センター条例第1条に規定する施設						
		老人福祉法第15条第5項に規定する施設						
教育・文化機能	大学 (学生数 500人以上)	学校教育法第1条に規定する学校	●	－	－	－	－	－
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	●	●※	●	●※	●	●
	文化会館等	文化芸術の振興および市民の文化芸術活動の発展に寄与し、市民を対象に文化芸術に関する講演、展示、講座等を実施する施設	●	●※	●	●※	●	●
金融機能	銀行 (窓口を有する)	銀行法第2条に規定する「銀行」	●	●※	●	●※	●	●
	信用金庫 (窓口を有する)	長期銀行法第2条に規定する「長期信用金庫」 信用金庫法に基づく信用金庫	●	●※	●	●※	●	●
	JAバンク (窓口を有する)	農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの	●	●※	●	●※	●	●
行政機能	市役所本庁 (行政サービスの窓口を有する)	地方自治法第4条第1項に規定する施設	●	－	－	－	－	－
	支所 (行政サービスの窓口を有する)	地方自治法第155条第1項に規定する施設	－	－	－	－	●	●

※八女市文化的景観計画の中で、延床面積 1,000 m²以上又は高さ 10m 以上の建物は届け出対象となっています。

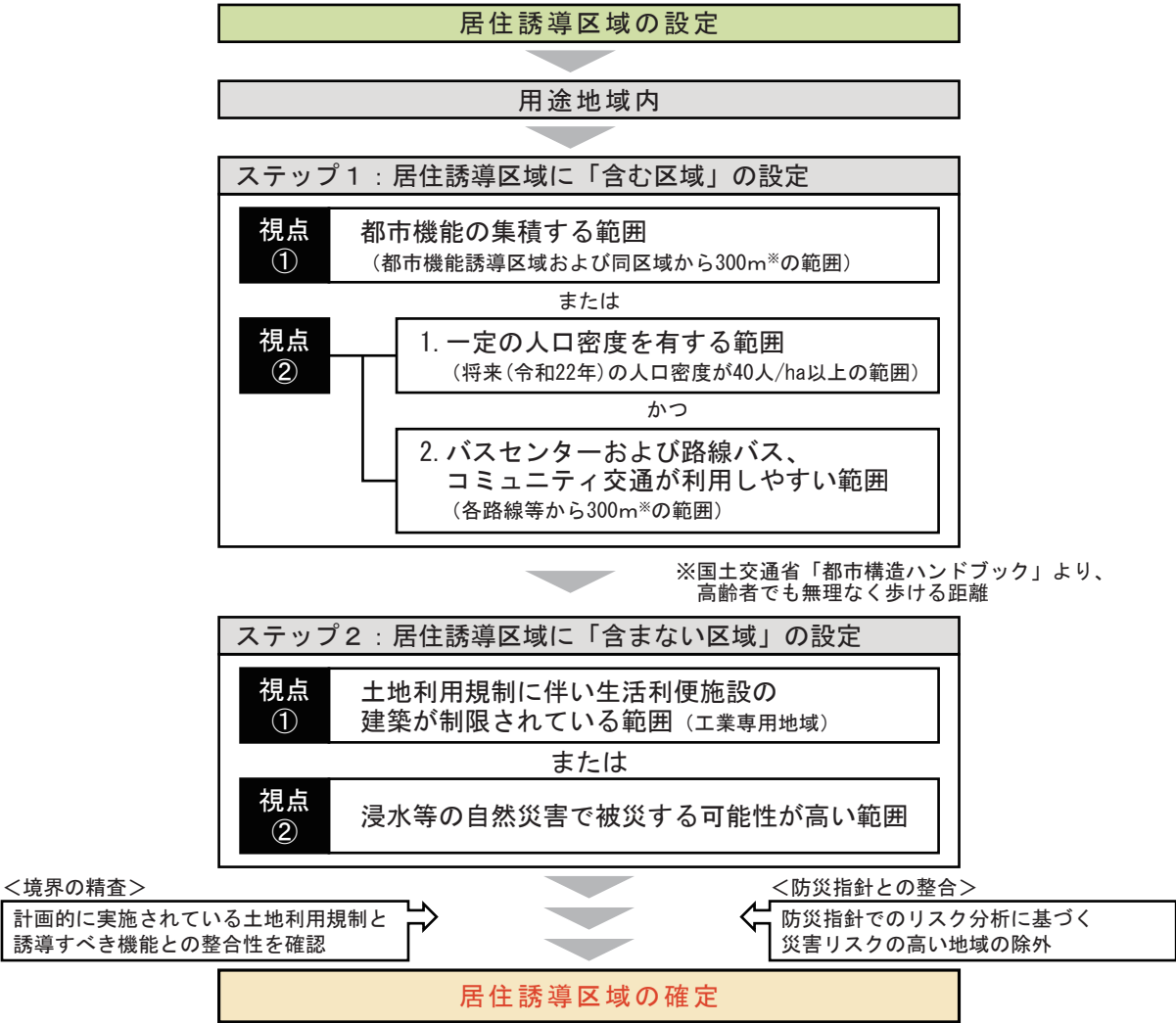
1. 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域とは

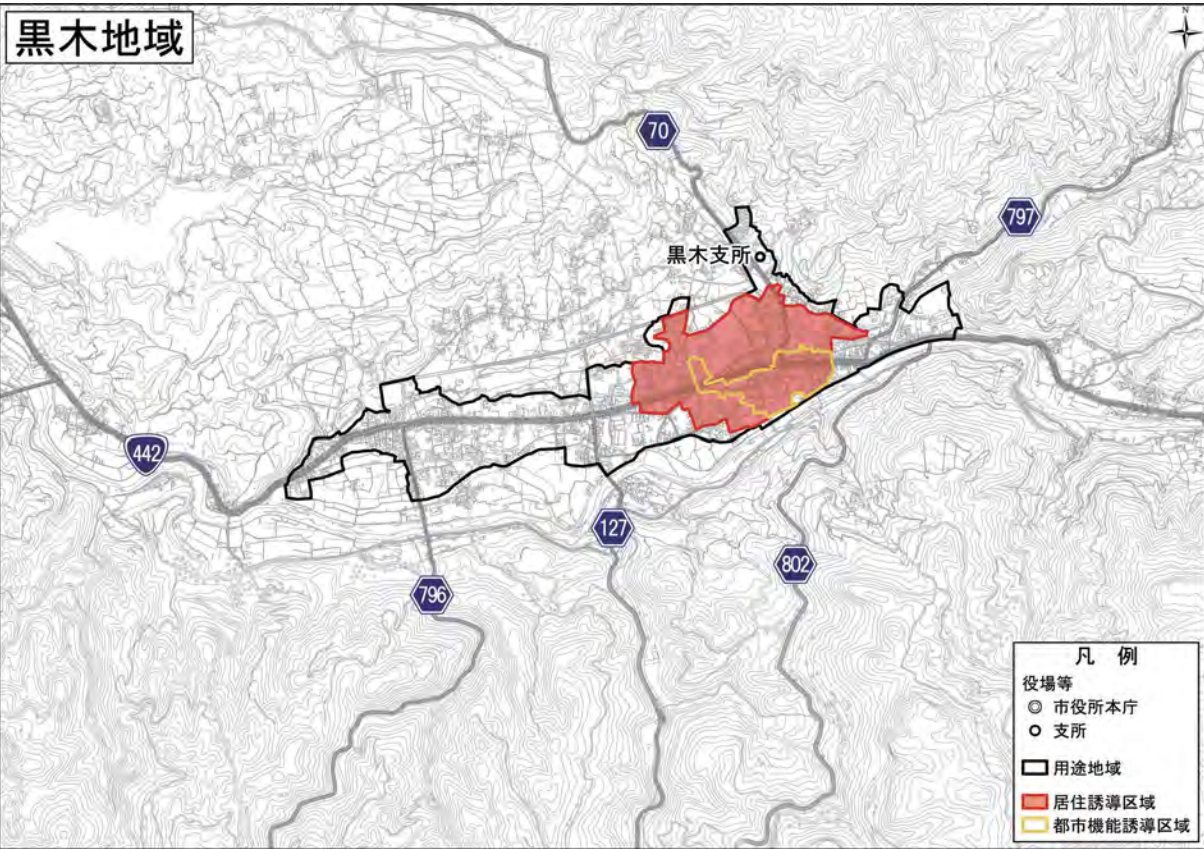
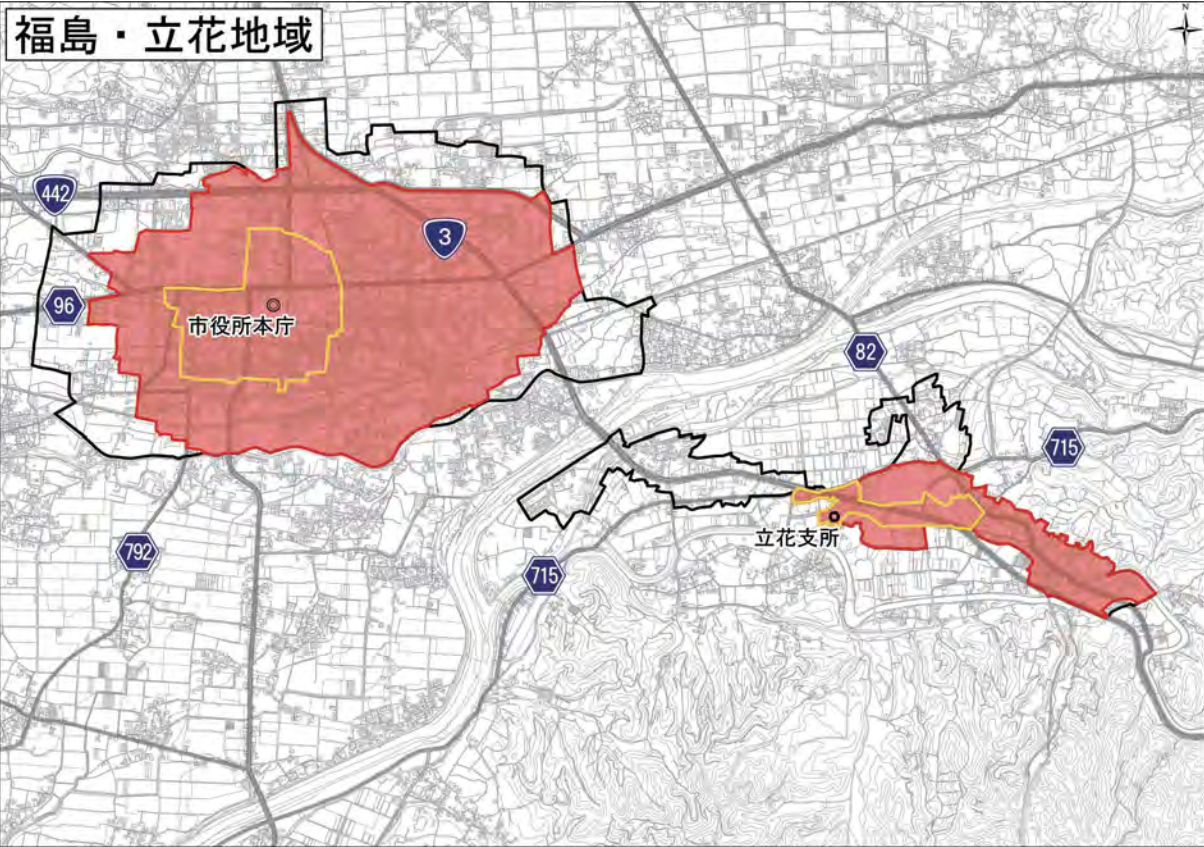
- 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
- 都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状および将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるような区域に定めます。

(2) 居住誘導区域と設定手順

○用途地域の内、居住誘導区域に「含む区域」と「含まない区域」を設定して、区域を差し引きすることで、居住誘導区域を設定します。



<居住誘導区域>



1. 防災指針とは

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを推進するため、災害危険区域における開発抑制、移転促進、防災施策との連携強化等を定めた計画です。
 - 立地適正化計画の居住誘導区域においては、原則災害リスクの低い地域を設定しているものの、災害リスクを全て除くことは現実的に困難であることから、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。
 - 本市においても、過去に水災害※による多大な被害を受けた経験があることから、市民の安全安心な暮らしを実現するため、居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む）を中心に、災害リスクの把握による課題の抽出と対策を記載した、防災指針を定めます。
- ※水災害とは、水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）と土砂災害を指します。

2. 災害リスクおよび課題の抽出

(1) 災害危険区域と居住誘導区域の対応

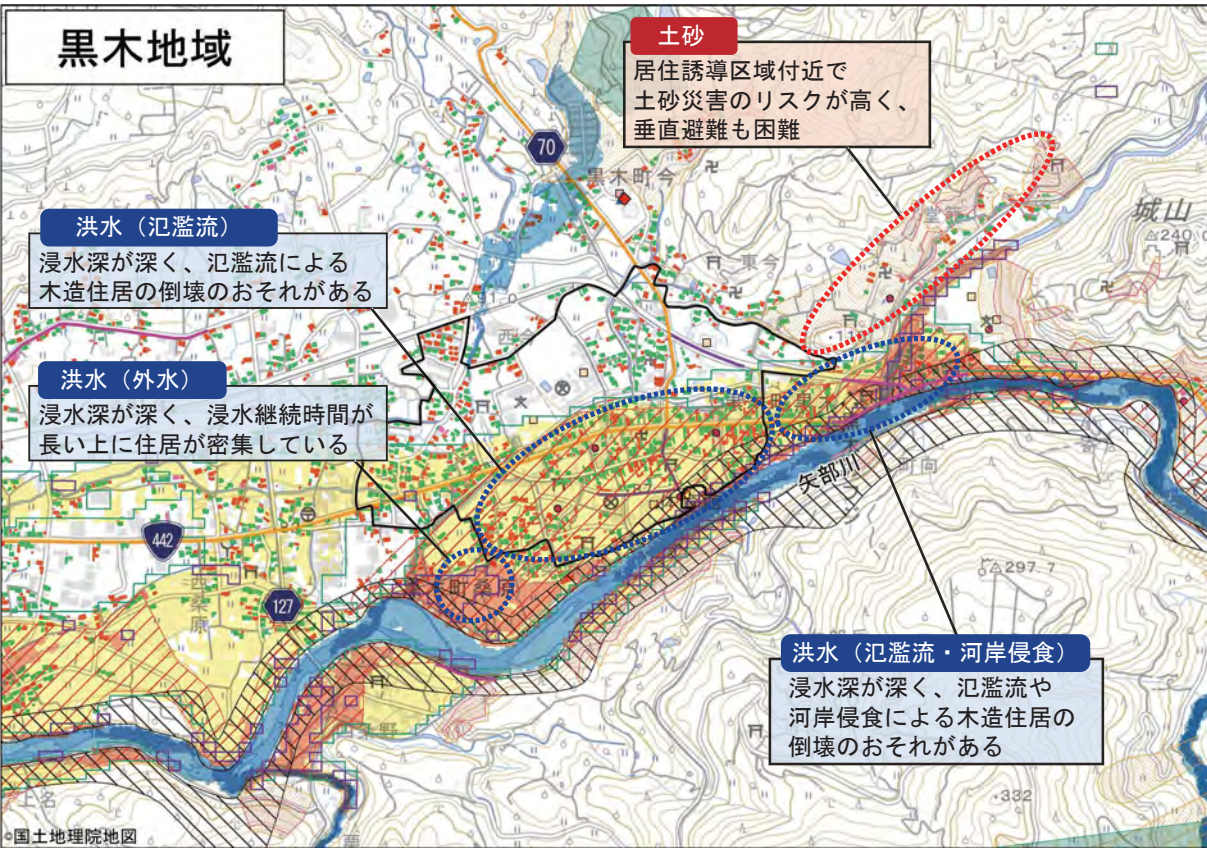
- 居住誘導区域に含むべきではない災害危険区域は、都市計画運用方針の中で定めています。
- この内、本市で該当する災害は「洪水」「土砂災害」「雨水出水（内水）」の3つです。
- これらの区域は全て居住誘導区域から除外しています。

都市計画運用指針の考え方	分類	災害ハザードエリア	根拠法令	八女市立地適正化計画での取り扱い
居住誘導区域に含まないこととすべき（レッドゾーン）	土砂災害	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止対策推進法	居住誘導区域に含まない
	津波・高潮	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくり法	該当なし
	土砂災害	災害危険区域	建築基準法	居住誘導区域に含まない
	土砂災害	地すべり防止区域	地すべり等防止法	居住誘導区域に含まない
	土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	居住誘導区域に含まない
	洪水	浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法	該当なし
原則として警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき（イエローゾーン）	土砂災害	土砂災害警戒区域	土砂災害防止対策推進法	居住誘導区域に含まない
	津波・高潮	津波災害警戒区域	津波防災地域づくり法	該当なし
	津波・高潮	津波浸水想定区域	津波防災地域づくり法	該当なし
	洪水※	浸水想定区域（洪水）	水防法	居住誘導区域に含まない
	雨水・出水（内水）	浸水想定区域（雨水出水）	水防法	データなし ※過去の実績データにて代用
	津波・高潮	浸水想定区域（高潮）	水防法	該当なし
	洪水	都市浸水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法	該当なし

※洪水については3m以上の浸水想定区域を含まないこととしています。

(2) 地域ごとの防災上の課題の整理

○災害危険区域と都市情報（建物、防災設備等）を重ね合わせ、居住誘導区域とその周辺での災害危険性について確認しました。



3. 防災まちづくりの将来像と取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの将来像

- 防災まちづくりを推進し、強靱で安全な環境づくりを実現するためには、ハード・ソフトの両面から対策を講じ、災害リスクの回避および低減に努める必要があります。
- このため、「第5次八女市総合計画」、「都市計画マスタープラン」や「地域防災計画」等の各種関連計画の方針を踏まえ、防災まちづくりの将来像を次のように定めます。

地域の災害リスクを把握・共有し、
市民・地域・行政が皆で備えることで
風水害に強く安全性の高いまちづくりを推進する

(2) 地域ごとの課題を踏まえた取組方針

- 防災まちづくりの将来像を踏まえ、各災害危険性に対する基本的な取り組み方針を定めました。

洪水に対する取組方針

- 矢部川沿いにて洪水による被害が想定されています。
- 特に黒木地域では居住誘導区域の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれており、浸水被害や家屋倒壊の危険性が懸念されています。
- 河岸侵食および氾濫流を含む洪水に対しては、河川改良整備や防災拠点（避難施設）の強化等のハード整備を進めるとともに、自主防災組織等による避難訓練、警戒避難体制の強化や道路の浸水対策による避難路の確保等、ソフト対策も同時に実施します。

土砂災害に対する取組方針

- 居住誘導区域の縁辺部にて土砂災害による被害が想定されています。居住誘導区域にハザード区域は含まれていませんが、縁辺部で発生した土砂災害の影響が居住誘導区域内にも及ぶ可能性が懸念されます。
- 土砂災害に対しては、ハザード区域に含まれる既存住宅の移転促進や砂防・地すべり・急傾斜事業の推進等のハード整備を主とした対策を実施します。

<取り組み方針の項目>

リスクの回避	災害ハザードエリアにおける立地規制・建築規制、ハザードエリアからの移転促進等、災害時に被害が発生しないようにするための取組方針
リスクの低減	災害ハザードエリアにおけるハード・ソフトの防災・減災対策等により、被害を軽減させるための取組方針

4. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

(1) 具体的な取組施策とスケジュール

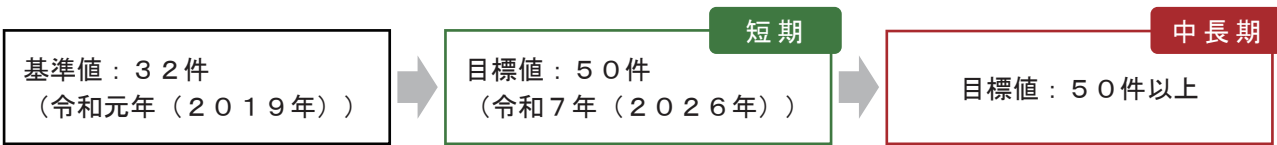
○「第5次八女市総合計画」、「矢部川水系河川整備計画」や「福岡県地域防災計画」等の内容を踏まえ、次のように施策を推進します。

施策	重点的に実施する地域	実施主体	実現時間の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害リスクの回避	既存住宅の移転	市全域のハザード区域	市		
災害リスクの低減	河川維持管理事業の実施および河川改修	主に矢部川沿い	市県		
	防災拠点の整備・強化	福島・立花地域	市		
	止水板の設置	市全域のハザード区域	市		
	避難路の整備	福島・立花・黒木地域	市県		
	地域防災計画の作成	市全域	市		
	ハザードマップの作成・更新	市全域	市		
	地域の防災まちづくり活動の支援	市全域	市		
	避難所運営マニュアルの充実	市全域	市		
	防災ラジオの機器更新および受信施設の整備	市全域	市		

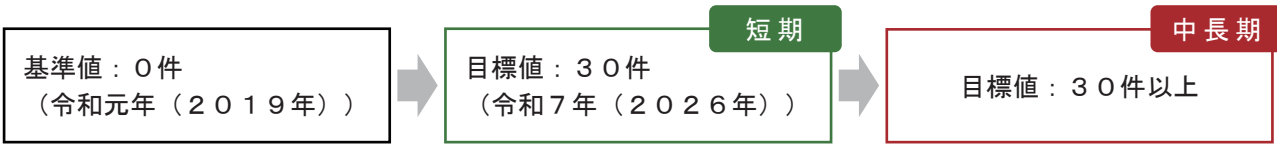
(2) 目標値

○本計画における防災指針の目標値は、「第5次八女市総合計画」の内容を踏まえ、以下のように設定します。

目標①：自主防災組織支援整備事業の実績数（件）



目標②：地区防災計画の作成件数（件）



目標③：河川護岸整備延長（km）



1. 誘導施策

施策	No	取り組み内容
①都市機能	都市機能立地の環境整備	1 都市計画の基本方針に基づく計画的な土地利用の推進事業
		2 伝統工芸等継承者育成事業
	誘導施設の維持・誘導	1 八女市庁舎の建替え
		2 新規創業・新規事業展開補助制度
②居住誘導	まちなか居住の推進	1 若年世帯家賃支援補助金
		2 新築マイホーム取得支援補助金
		3 中古住宅取得支援補助金
	地域環境の整備	1 空き家バンク制度
		2 公園に関する施設等総合管理計画
		3 公共施設のバリアフリー化
		4 八女市まちなみ家賃補助金
	子育て環境の整備	1 子ども・子育て支援事業
		2 やめU I ターン子ども応援手当
	高齢者の安全な生活環境の整備	1 介護保険等における施設・居住系サービスの基盤整備
		2 在宅支援住宅改修事業
③交通	交通軸の維持・強化	1 国道3号バイパスの整備促進
		2 鉄道・高速バスと路線バス等の公共交通機関との連携強化
	公共交通の利用促進	1 公共交通を利用しやすい運賃体系の導入
		2 ふる里タクシーと路線バスの乗り継ぎ利便性の向上
		3 バスの待合環境の改善

2. 届出制度等の運用

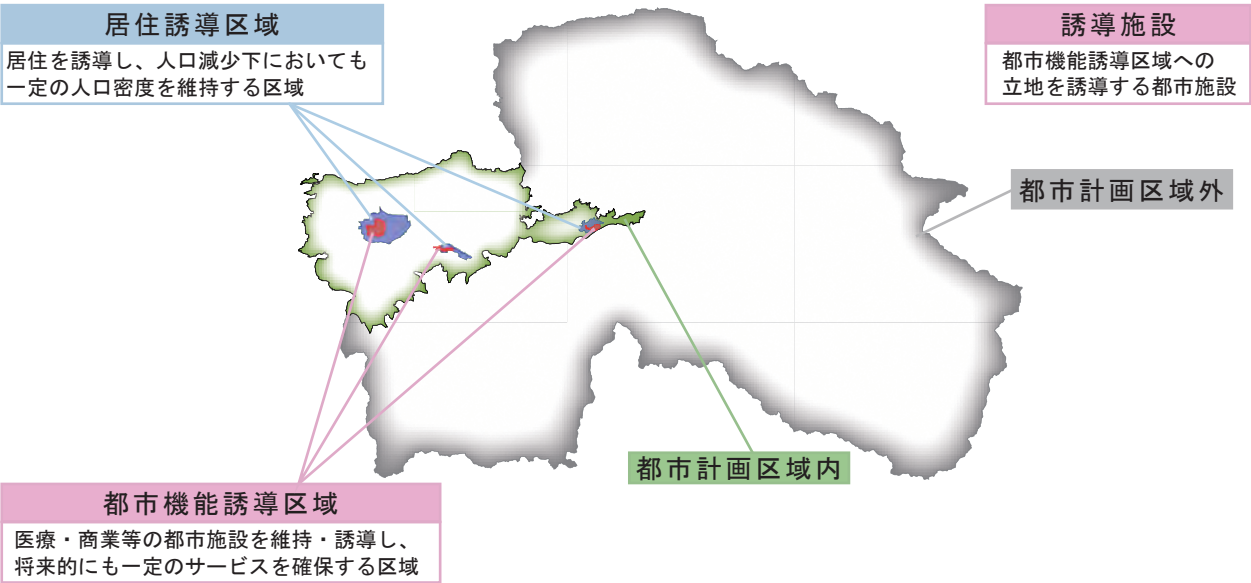
○誘導施設の立地動向や住宅開発等の動向を把握するため、立地適正化計画区域内（都市計画区域内）における開発・建築行為等を行う場合は、事前の届出が必要となります。

<対象行為>

- ①居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等
- ②都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等
- ③都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止

<対象区域>

立地適正化計画区域内（都市計画区域内）



1. 目標値の設定

○目標としている将来都市構造の実現を図るための3つの取組み施策に対する評価指標と目標値を次のように設定します。

(1) 「都市機能誘導に係る施策」に対する評価

都市機能誘導施設の集積率

現況値(H27): 43% ⇒ 目標値(R23): 43%以上

(2) 「居住誘導に係る施策」に対する評価

居住誘導区域の人口密度

現況値(H27): 33.9人/ha ⇒ 目標値(R23): 30.2人/ha

(3) 「交通に係る施策」に対する評価

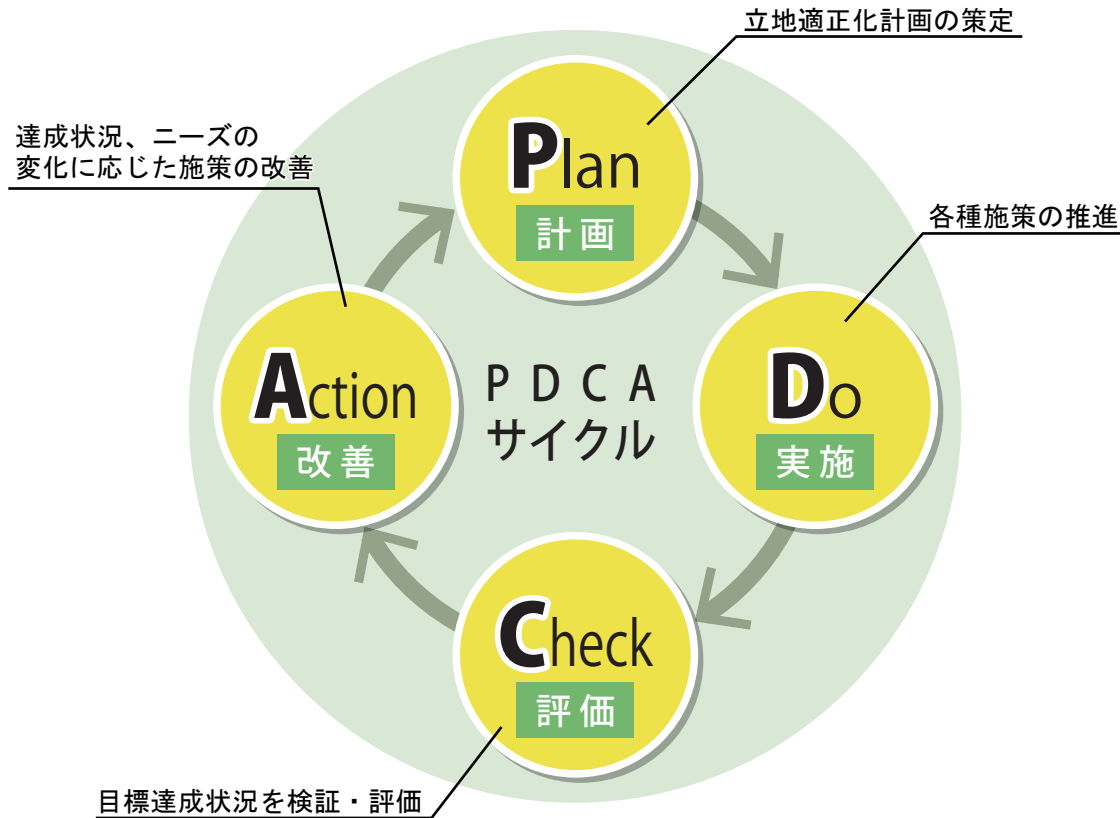
公共交通機関の利用者数

現況値(H27): 232万人/年 ⇒ 目標値(R23): 211万人/年

2. 進行管理

○本計画は概ね20年後の都市の姿を展望した長期的な計画のため、定期的なモニタリングを行い、都市計画マスタープラン等の見直しとの連携を図りながら、適切な進行管理を行う必要があります。

○進行管理にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づいて、概ね5年ごとに施策の進捗状況や目標の評価等を行い、必要に応じて施策や計画の見直しを行うこととします。





八女市立地適正化計画

発行：令和 4 年 3 月

編集：八女市

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

Tel. 0943-23-1111（代）Fax. 0943-22-2186

<https://www.city.yame.fukuoka.jp>